

伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業

事業者選定基準

令和6年5月

静岡県伊豆の国市

目 次

第1章 事業者選定基準の位置づけ	1
第2章 事業者選定の概要	1
2.1 事業者選定の方式	1
2.2 事業者選定の方法	1
2.3 事業者選定の体制	1
第3章 優先交渉権者決定の手順	2
3.1 優先交渉権者決定までの手順	2
3.2 応募資格の審査	3
3.3 提案書類の確認	3
3.4 提案内容の審査	3
3.5 優先交渉権者の決定	5

第1章 事業者選定基準の位置づけ

伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業 事業者選定基準（以下、「事業者選定基準」という。）は、伊豆の国市（以下、「本市」という。）が伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業（以下、「本事業」という。）の実施にあたって、本事業を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）の募集・選定を行うのに際し、選定するための方法及び評価基準等を示すものである。

第2章 事業者選定の概要

2.1 事業者選定の方式

事業者には、本事業の対象施設の設計・施工監理及び工事に関する技術やノウハウが求められる。事業者の選定にあたっては、提案価格のほかに、提案価格以外の技術的な提案内容を評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

2.2 事業者選定の方法

事業者の選定は、応募資格審査及び提案内容の審査により行う。

応募資格審査は、応募者の参加資格について審査を行う。

提案内容の審査は、提案価格のほか、要求水準との適合性及び施工計画の妥当性、確実性等の審査を行う。

2.3 事業者選定の体制

提案内容の審査にあたっては、本市が応募資格審査及び提案価格の審査を行ったうえで、本市が設置した学識経験者等で構成される伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、公平性及び透明性を確保し、最優秀提案者及び最優秀提案者の次に優秀な提案者（以下、「優秀提案者」という。）の選定を行う。また本市は、審査委員会の選定結果を踏まえ、本事業における優先交渉権者を決定する。

表 2-1 審査委員会 委員

	氏名	所属名	備考
委員長	森田 弘昭	日本大学 生産工学部 土木工学科 教授	
審査委員	川上 高男	日本下水道事業団 リニューアル推進部 次長	
審査委員	永野 大輔	静岡県 交通基盤部 都市局 生活排水課長	
審査委員	守野 充義	伊豆の国市 企画財政部長	
審査委員	古屋 和義	伊豆の国市 都市整備部長	

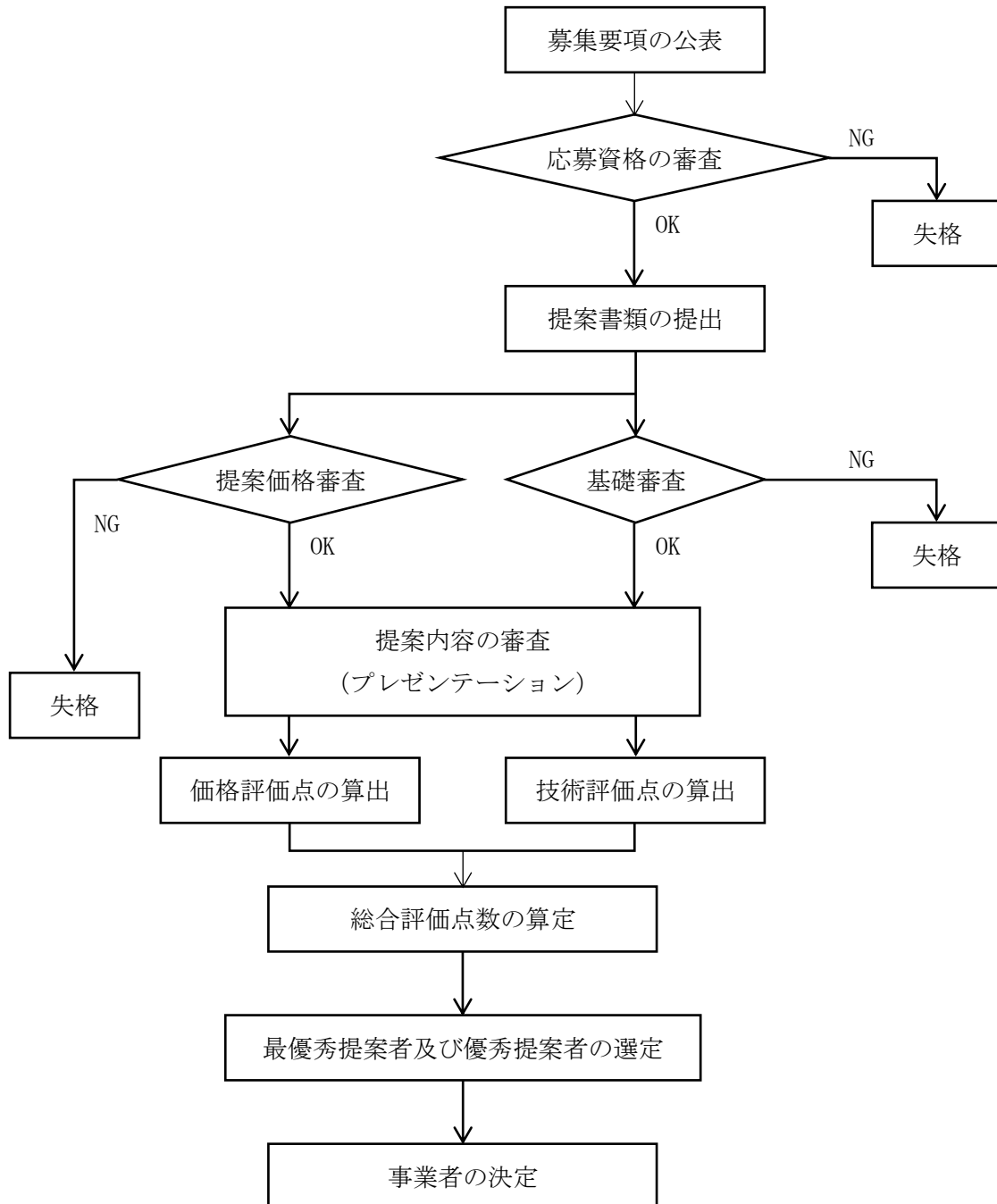
事業者選定基準の公表から事業契約締結候補者決定までの間に、プロポーザルに応募する代表企業及び構成員に次の行為があったときは、当該プロポーザルの応募を取り消すものとする。

- ・選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- ・他の応募者と提案内容又はその意思について相談を行うこと。
- ・事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して提案内容を意図的に開示すること。
- ・提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ・その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

第3章 優先交渉権者決定の手順

3.1 優先交渉権者決定までの手順

優先交渉権者決定までの手順は、次のとおりである。



3.2 応募資格の審査

(1) 応募資格の審査

① 応募資格審査書類の審査

本市は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。

書類不備の場合は失格とする。ただし誤字・脱字など軽微な書類不備の場合は、この限りで

はない。

② 応募資格要件の審査

本市は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、以下のとおりとする。

審査事項	審査内容
応募資格要件	募集要項「第4章4-1. 応募者に必要な資格」の各項目 設計企業 第4章4-1. (1) ①～⑧ 建設企業 第4章4-1. (2) ①～⑫

③ 応募資格審査結果の通知

本市は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

3.3 提案書類の確認

本市は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。

ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

3.4 提案内容の審査

(1) 提案内容の審査

① 提案価格の審査

本市は、応募者が提出した工事費、委託費それぞれの提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。また、工事費、委託費のどちらかが見積上限価格を超えた場合は失格とする。なお、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

② 基礎審査

本市は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、以下の審査を行う。

・ 要求水準内容の審査

提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

③ 本市は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を応募者に伝える。

④ 提案内容の審査

提案価格の審査及び基礎審査後、審査委員会は、その応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

⑤ 技術評価審査

技術の評価においては、応募者が提出した提案内容に対して審査項目及び配点に基づき得点化（以下、「技術評価点」という。）を実施する。

審査項目及び配点は、次のとおりとする。

表 3-1 審査項目

大項目	中項目		様式番号	点数配分
(1)会社概要	①	設計企業の実績	様式 4-1	8 点
	②	建設企業の実績	様式 4-2	
(2)提案概要について	①	工事概要	様式 4-3	26 点
	②	工期、工事の確実性	様式 4-4-1	
			様式 4-4-2	
③	近隣住民への対応	様式 4-5		
(3)設計・施工計画について	①	設計の考え方	様式 4-6	16 点
	②	施工計画	様式 4-7	
(4)工期や性能に対する安全性	①	工期の確実性	様式 4-8	18 点
	②	性能保証を行うための方策等	様式 4-9	
(5)緊急時の対応	①	緊急事態発生時の対応	様式 4-10	4 点
(6)ライフサイクルコスト	①	月間あたりの使用電力量(kwh/月)	様式 4-11	4 点
	②	ライフサイクルコスト	様式 4-12	
(7)その他	①	応募者からの独自提案	様式 4-13	4 点
				80 点
(8)費用	①	提案価格	様式 3-2	20 点
				20 点
				100 点

⑥ 技術評価点の得点化方法

技術評価点は、評価項目ごとに以下のとおり 4 段階の評価を行い、得点化する。

なお、技術評価点は、小数点第 2 位までを求める。

判断基準	評価	得点化方法
特に優れている	A	配点×1.00
優れている	B	配点×0.75
やや優れている	C	配点×0.50
特に優れている点が認められない	D	配点×0.25

⑦ 価格評価点の得点化方法

価格評価点は、次の方法により得点化する。

価格評価点＝18点×（全応募者の提案価格（下記に示す得点化を実施しない価格を除く）のうちの最低提案価格（税抜）÷各応募者の提案価格（税抜））

なお、価格評価点は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。ただし、各業務の提案価格の合計が見積上限価格の75%を下回る場合は、上記算出に基づく得点化を実施しない。また、提案価格の外、コスト削減に関する提案に関して、その削減額に応じて最大2点までの得点化を行い、価格評価点は合計20点とする。

(2) 総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定

① 総合評価点の算定

各応募者について、価格評価点及び技術評価点を合計し、総合評価点（100点満点）を算出する。

② 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。

ただし、総合評価点が高点の場合は、技術評価点が高点の応募者を選定する。

なお、技術評価点が高点であっても、48点（60%）に達しない場合は、最優秀提案として選定しない。

3.5 優先交渉権者の決定

本市は、審査委員会の選定結果を踏まえ、最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に優秀提案者を次点交渉権者に決定する。